

在宅勤務を開始しました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを踏まえ、当事務所においても、感染拡大防止の観点から、当面の間、在宅勤務に取り組んでまいります。

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

各種許認可の申請などの待ち時間における3つの密を回避するため、来所される際には事前に電話連絡等により、打ち合わせ時間のご予約をお願いいたします。

令和2年4月20日 福島県いわき建設事務所